広島県報

号外

第 165 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料 月額 2，700円

目次

監査委員公表
▽平成十六年度及び平成十七年度行政監査の結果に基づく措置状況……一

監査委員公表

平成十六年度及び平成十七年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県議会、広島県教育委員会、広島県公安委員会及び広島県人事委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成十八年十二月六日

広島県監査委員　坪川禮巳
同　田辺直史
同　髙橋義則
同　近光章

平成16年度行政監査の結果に基づく措置状況

○　テーマ　大規模公共事業の計画変更等について

【知事】

監　査　意　見　の　概　要	措　　置　　の　　内　　容
1　農林水産部関係 ⑴　適正な事業評価 一般農道整備事業（集落間）【川根地区】の平成13年度計画変更及び平成16年度の再評価においては，農林水産省の標準的な算出手法の中にはなかったデマテル法を用いて投資効率を算定していた。 また，一般農道整備事業（集落間）【川根地区】の平成11年度の再評価及びかんがい排水事業【三河地区】の平成13年度の再評価においては，算定項目の追加・見直しは行わず，時点修正による額の修正のみを行い，広島県事業評価監視委員会に諮っていた。 更に，広域営農団地農道整備事業【芸北地区】の平成７年度の計画変更に際しては，最新のデータを使用することが可能であったにもかかわらず，当初計画（平成４年度）に使用したデータである昭和58年～昭和62年の農林水産統計年報のデータをそのまま使用していた。 事業評価は，常に，適正な算定方法，算定項目及び最新のデータに基づき算定すべきである。	再評価及び計画変更において，十分な準備期間をとり，単価，作物収量等について最新のデータで算定を行うとともに，算定項目についても，適宜，追加・見直しを行うこととし，一般農道整備事業，広域営農団地農道整備事業等において，こうした点に留意し変更事業計画書を作成することとしている。
⑵　事業効果の早期発現のための事業箇所の選択と集中 現在，県が実施中の農道事業は，広域営農団地農道及び一般農道においてそれぞれ５箇所となっている。いずれも長期間にわたる事業であるとともに，事業費も大幅に増加する傾向にある。 このため，事業の実施に当たっては，成果目標を明確にし，それを達成するため厳格な時間管理と分かりやすい事業評価に基づいた，事業実施の優先順位決定ルールを明確にする必要がある。 県の財政が危機的な状況にある中，事業効果を早期に発現させるため，事業の時間管理を厳格に行うとともに，今後，事業箇所の選択と集中を図るべきである。	農林水産省では平成13年度に「限度工期」を広域農道９年，一般農道６年と定めており，この限度工期以内で完了するよう時間管理に努めている。 今後の新規路線への着手に当たっては，継続中の路線の遅延を招くことがないよう，県予算を考慮した事業箇所数の厳格な管理を行うこととしている。 また，現在継続中の路線については，既設道路へ接続する等，部分的に早期効果が認められる区間や緊急を要する区間へ，予算の選択と集中を行っている。 さらに，未着手区間の着工年度の調整や，道路規格の見直し等によって，コスト縮減や早期完成を目指している。
⑶　農道と一般道路の調整 一般農道整備事業（集落間）【川根地区】について，その計画に当たり，一般道路を所管する土木建築部との協議がされていなかった。これは，当時，一般農道であるこの事業が協議の対象となっていなかったためである。 農道整備事業は，農道の整備により農業の近代化と農村環境の改善を図ることを目的としているが，一般農道【川根地区】の場合，既設道路の交通量のうち，約75％が流入すると推定しているなど，道路網としての機能発揮をするとしている。	新たな農道整備区間では，周辺の道路の整備状況を考慮し，交通量調査の実施により，流入率を算出して計画交通量を算定し，幅員構成等の道路規格を決定している。 なお，平成17年度の「広島県道路連絡調整会議」では，一般道と農林道を近接して施行している事例の検討を行っており，今後も新規路線の事業計画に当たっては，この会議により適切な調整を行うこととする。

特に，道路の新設には多額の費用を要することから，農道の整備に当たっては，周辺の既存道路の状況や今後の整備計画を勘案した上で，農道整備の必要性を，今後，県としての最適投資の観点から，関係部局で協議，調整の後，事業を実施すべきである。	
⑷　透明性の向上 県においては，予算を始め各種事業の概要などを，機会をとらえて県議会やマスコミなどに説明するほか，ホームページなどで幅広く県民に対して，説明を行っている。また，公共事業について行う，広島県事業評価監視委員会の審議状況及び再評価の意見等についても，同様の説明を行っている。 しかしながら，計画変更に関しては，説明が十分とは言えないので，今後，関連事業を含めた計画の変更内容，その理由，事業評価などを，よりわかりやすく県民に公表，説明していただきたい。	土地改良事業の計画変更の内容（事業費，主要工事の数量，工期等）とその理由を，平成17年度第１回農村整備事業等計画変更審査委員会にて審査されたものからホームページで公表している。
２　土木建築部関係 ⑴　事業効果の早期発現のための事業箇所の選択と集中 現在，当該部が建設中のダムは，仁賀ダムを始め，７箇所となっている。いずれも長期間にわたる事業であるとともに事業費も大幅に増加する傾向にある。県の財政が危機的な状況にある中，事業効果を早期に発現させるため，今後，事業箇所の選択と集中を図るべきである。	７箇所のうち，平成17年度に２箇所のダムが完成しており，現在建設中の残りのダムについては，各ダムの事業の進捗状況，利水者等との調整を踏まえ，事業費については選択と集中により優先順位をつけて整備を行っていくこととしている。さらに，平成19年度に１ダム，平成20年度にも１ダムの完了を予定しており，早期効果の発現に努めるようにしている。
⑵　透明性の向上 ダム建設については，事業概要等の情報は概ね公開されているが，今後，計画変更の内容やその理由，事業評価などを，より分かりやすく県民に公表，説明していただきたい。	平成17年度に事業が完了した山田川ダムについては，記者への発表を行い，その他のダムについても，「広島県のダム」のホームページの更新や分かりやすいパンフレットの作成を行い，広く県民に公表を行なっている。 計画変更は監査実施時以降行われていないが，今後変更が行われれば，「広島県のダム」のホームページにその内容や理由を掲載する。

平成17年度行政監査の結果に基づく措置状況

○　テーマ　１　任意団体について
２　夏季休業中の勤務管理について
３　県の情報システムの調達について

１　任意団体について

【知事】

監査の結果（指摘事項）	措　置　の　内　容
実地監査の結果，次のとおり不適切と認められる事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。 １　県の事務執行 県の事務執行においては，任意団体に対する補助金の交付事務において補助金交付規則や補助金交付要綱に定められた経費内容の記載や書類の添付がなく，補助対象経費の確認	

が行われていないものや，概算払においてその必要性が明確でないものなどがあった。 ⑴　補助金の交付事務について ア　福祉保健部医療対策室 ㋐　芸北地域保健対策協議会及び福山・府中地域保健対策協議会から提出された圏域地域保健対策事業補助金の交付申請書及び実績報告書には，補助金交付要綱に定められた予算科目ごとの補助対象経費の記載がなく，補助金の交付決定や実績確認において補助対象経費の確認がされていなかった。	㋐　平成17年度補助申請時から，交付申請書及び実績報告書の提出に当たっては，予算科目内訳書の添付を求めており，補助対象経費の確認を行っている。
㋑　芸北地域保健対策協議会及び福山・府中地域保健対策協議会に交付される圏域地域保健対策事業補助金の概算払において，前年度からの繰越金及び市町負担金によって補助対象事業の執行が可能であり,概算払の必要性が明確でないのに，請求されるまま概算払が行われていた。	㋑　平成17年度補助金からは，原則精算払とし，概算払が必要な場合は資金状況の分かる資料（預金通帳の写し等）の提出を求めている。
⑵　旅費について ア　土木建築部空港振興室 広島県空港振興協議会の事務に従事する県職員に県から支給される旅費において，広島県空港振興協議会の経費によって支出された昼食代やタクシー利用代に相当する部分の旅費が，重複して支給されているものがあった。	⑵ ア　協議会の経費によって昼食代（会食費）やタクシー利用代が支出されていたものについて，県から支給されていた旅費との重複を精査し，戻入が必要なものについて，平成17年度内に重複分の旅費の戻入手続きを完了した。 (平成16年度及び平成17年度分)
２　任意団体の事務処理 任意団体における事務処理においては，財務手続，経理手続及び預貯金通帳と届出印の管理方法において,内部牽制機能などの内部統制が十分確保されていないものがあった。 ⑴　財務手続について 任意団体における予算・決算の決定・承認の手続が会則などで定められていない任意団体や，任意団体が交付した補助金の実績確認が終了していないのに監事監査や決算の承認を受けている任意団体があった。 イ　予算・決算の決定・承認及び監事監査が適正でなかったもの ㋐　芸北地域保健対策協議会 平成16年度に市町等に対して交付した補助金の実績確認が終了していないのに，芸北地域保健対策協議会の収支決算について監事監査を受けたうえで，総会で決算の承認を受けていた。	㋐　芸北地域保健対策協議会の補助金交付要綱を改正して，平成17年度分の補助金からは，実績報告書の提出期限を，毎年度４月７日までとし，実績報告書の提出期限を遵守するよう市町等を指導した。 また，実績確認を早期に行うこととし，平成17年度分については，監事監査を受けるまでに実績確認を完了した。
⑵　経理手続について 他団体に対する補助金交付や委託契約に係る支出手続，収入支出調書及び出納簿の作成並びに証拠書類の徴収については，多くの指摘事項があった。 ア　収入支出調書及び支出手続 他団体に対する補助金交付決定や，委託契約の概算払と実績確認事務において業務内容が適正に確認されていないもの，収入支出調書が全く作成されていないものがあった。	

㈠　芸北地域保健対策協議会 県職員に対して旅費を支給する際，県の例によって計算した旅費等の100円未満の端数を切り上げて支給していた。	㈠　県職員に対する旅費の取扱いについては，平成16年12月14日付けで，「芸北地域保健対策協議会の支出事務について」を定め，それ以降の職員の旅費は，県の旅費規程による額と同一としている。 なお，平成12年度分からの職員旅費について精査したところ，平成15・16年度で端数切上げの事実が判明したため，戻入の措置をした。 また，「芸北地域保健対策協議会の支出事務について」は，新たに「芸北地域保健対策協議会会計事務処理規程」及び「芸北地域保健対策協議会報償費，旅費及び食糧費等支給要領」を定め平成18年４月１日から施行しており，職員の旅費は，県の旅費規程による額と同一としている。
㈡　福山・府中地域保健対策協議会 他団体に対する補助金の交付において，交付申請書や実績報告書に不備があるにもかかわらず補正を求めることなく，補助金の交付決定や実績確認が行われていた。	㈡　交付申請書及び実績報告書の不備は補正した。 また，こうした不備の改善策として，平成17年度以降は補助金方式を廃止し，地域保健対策協議会が，直接事業を執行している。
㈢　広島県空港振興協議会 ａ　航空会社に対する協賛金の支出決定において，内部決定を行っただけで決定内容等を文書で通知せず，債権債務関係を文書で明確化していなかった。	㈢ ａ　監査における指摘以降，相手方に対して文書通知を行い，債権債務関係を明確化した。
ｂ　財務規定においては，150万円以上の契約は特別な理由がある場合のみ随意契約によって行うことができることとなっているが,広島空港時刻表作成業務委託契約においては，随意契約によることの理由が不明確であった。	ｂ　平成18年度の空港時刻表作成業務の委託に際しては，企画コンペを実施した上で業者との随意契約を行った。 (なお，継続して発行する時刻表の特性から，デザインコンセプトやイラスト等の定着が必要であり，また，作成経費の低廉化を図るため，原則３年間を限度として，同一業者との委託契約の更新を行っている。)
ｃ　広島空港国際便促進業務委託契約において，概算払の必要性や業務内容が不明確なまま，概算払や実績確認が行われていた。	ｃ　監査における指摘以降，概算払を行う際に，業務計画を徴し，その必要性を審査の上で行った。また，平成17年度の実績確認についても，実施内容を審査した上で行った。
ウ　証拠書類の徴収等 補助金の交付や委託料の概算払いを行った際に，現金の受領者から領収書が徴されていないものや旅費の受領印が押印されていないものがあった。	
㈠　福山・府中地域保健対策協議会 福山市の職員によって構成される任意団体に交付される補助金を現金で交付した際に,領収書が徴されていなかった。	㈠　当該概算払いにかかる領収書を徴収した。 平成17年度以降，現金の支出に当たっては，必ず領収書を徴収している。
㈡　広島県空港振興協議会 広島空港国際便促進業務委託契約において，現金で概算払を行う際，領収書が徴されておらず，また，精算金の戻入を行う際には，領収書が発行されていなかった。	㈡　平成17年度分の概算払から，全て口座振込とした。また，精算金の戻入についても，口座振込とした。 (なお，現金での受渡しは，行っていない。)
(3)　預貯金通帳と届出印の管理について 預貯金通帳の管理者と届出印の管理者が明確に分離されず，担当職員だけで現金の引き出しが可能な任意団体などがあった(７団体)。	
けんみん文化祭ひろしま実行委員会	【けんみん文化祭ひろしま実行委員会】 預貯金通帳は，主任書記が鍵付きのキャビネットに入れて保管し，届出印は，出納を監督する出納員が金庫に入れて保管し，別々に管理することで，担当者だけで現金の引き出しができないようにしている。
芸北地域保健対策協議会	【芸北地域保健対策協議会】 預貯金通帳と届出印の管理については，平成18年４月施行の「芸北地域保健対策協議会会計事務処理規程」で管理を明確にし，預貯金通帳は会計責任者

	（保健所長）が指名した会計職員（出納担当職員）により金庫内に保管している。 　届出印は収納箱に常時施錠して，預金通帳とは別に保管しており，収納箱の鍵は，会計責任者（保健所長）が指名した会計職員（専任主査）が管理して一人で現金の引き出しができないようにしている。 　なお，金庫の鍵は，厚生推進課長が管理している。
広島県環境関連産業創出推進協議会	【広島県環境関連産業創出推進協議会】 「協議会事務局の支出事務に関する取扱について」（平成17年11月29日施行）を定めて，銀行通帳の管理者と届出印の管理者を分離した。 　届出印は，協議会事務局次長（新産業振興室事業調整監）が管理し，銀行通帳は，金庫に保管し，協議会事務局員（新産業振興室新産業支援グループ員）が管理することとして，一人で現金の引出しができないようにした。 　以後の支出については，この取扱いを遵守して，適正に処理している。
広島県空港振興協議会	【広島県空港振興協議会】 　預貯金通帳については担当職員（空港振興室管理グループリーダー），届出印については事務局長（空港振興室長）を管理者として，それぞれ施錠可能な場所へ保管している。

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
1　任意団体の見直しについて 　第二次行政システム改革推進計画に基づいて行われる，任意団体に対する県の関与の在り方等の見直しについては，任意団体の繰越金などの財務状況や事業の成果などを評価し，事業の執行効率が低い任意団体については，事業内容の見直し，事業内容の見直し，組織の縮小，事務局の移管，統合又は廃止などを検討し，事業の執行効率を高める実効性のある見直しを進めていく必要がある。	【行政管理室】 　現在，簡素で効率的な行財政システムの構築等に向け，全ての事務事業の見直しを実施している。 　この中で，任意団体の見直しについては，事業効果等の観点から，団体の組織自体のあり方や県で実施すべき事業かなどについて，団体ごとに見直しを行っており，本年度において，一定の方向性を整理するよう進めていく。
2　県の予算措置について 　任意団体に対する負担金等の県の予算措置状況を見ると，交付先である任意団体の財務状況が勘案されず，多額の繰越金がある任意団体に負担金等の予算措置が行われているものが見受けられる。任意団体に対する負担金等については，任意団体における翌年度への繰越金等の財務状況等を考慮した，予算計上や予算執行に努める必要がある。	【財政室】 　任意団体に対する補助金等については，繰越金等の決算状況を十分に精査した上で予算要求するよう「平成18年度当初予算編成方針」に示すとともに，予算要求に係る添付資料として，「任意団体に係る前年度決算書」及び「当該年度決算見込み」を追加し，その内容を確認した上で予算措置を行った。
3　任意団体に対する指導監督体制について 　任意団体に対する県からの指導監督は，予算措置については財政室，補助金の交付事務については文書法制室，任意団体に対する事務従事については人事室がそれぞれ各部局を総括して指導監督を行っている。しかしながら，任意団体の予算・決算，経理事務や内部牽制機能に関する指導を総括している部局はなく，所管部局の指導監督が十分でない任意団体が見受けられた。 　このため，任意団体を所管する部局が効率的に指導監督を行うことができるよう，全庁的な指導部局を明確化し，早急に，すべての任意団体の点検を行う必要がある。 　なお，各所管部局が任意団体に対する指導を行うためにチェックリストなどを作成する場合には，今回の監査において指摘した項目を盛り込んでいただきたい。	【行政管理室】 　現在，事務事業総点検の中で，県の関与のあり方等の検討を中心に，任意団体の見直しを進めている。 　この見直し結果を踏まえて，各所管部局における任意団体に対する適切な指導監督の実施に向け，指導監督を行う部署の明確化やチェックリストの作成を検討する。

５　財産管理について 　庁舎等の行政財産の一部を専ら任意団体の事務に使用する場合には，任意団体が行政財産使用規則に基づき庁舎等の使用許可を受けるとともに，財産の使用に伴う必要経費を負担する必要があり，総務企画部において，任意団体を所管する所属に対して，適正な財産管理に努めるよう，指導の徹底を図る必要がある。	【財産管理室】 　任意団体が県の庁舎等を使用する場合に必要な事務手続について，次の事項を平成18年１月５日付けで通知し，周知徹底を図った。 ・任意団体が庁舎等の行政財産の一部を専ら任意団体の事務に使用する場合は，行政財産使用規則（昭和39年広島県規則第14号）に基づき，庁舎等の使用許可を受ける必要がある。 ・任意団体は，庁舎等の使用に伴う必要経費（電気料金，冷暖房費用，水道料金及びガス料金等）を負担する必要があり，必要経費は任意団体の使用実績によって徴収する。 　また，財産調査等において，使用許可について使用団体，使途，使用料等を確認し，個別に指導している。

【教育委員会】

監査の結果（指摘事項）	措　置　の　内　容
実地監査の結果，次のとおり不適切と認められる事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。 １　県の事務執行 　県の事務執行においては，任意団体に対する補助金の交付事務において補助金交付規則や補助金交付要綱に定められた経費内容の記載や書類の添付がなく，補助対象経費の確認が行われていないものや，概算払においてその必要性が明確でないものなどがあった。 ⑴　補助金の交付事務について イ　教育委員会学校経営課 　広島県高等学校定時制通信制教育振興会へ平成16年度の補助金を交付する際，広島県高等学校定時制通信制教育振興会から提出された補助金の実績報告書に，補助金交付要綱上定められた収支計算書が添付されていないにもかかわらず，補助金交付額を決定し，交付していた。	イ　平成17年度補助金の額の確定以降の事務において，団体から，補助金交付要綱に基づき，収支計算書等を所定の様式により提出させた上で，内容が適正であることを確認しており，引き続き，補助金交付要綱に沿って適正な事務処理を行っていく。
２　任意団体の事務処理 　任意団体における事務処理においては，財務手続，経理手続及び預貯金通帳と届出印の管理方法において，内部牽制機能などの内部統制が十分確保されていないものがあった。 ⑴　財務手続について 　任意団体における予算・決算の決定・承認の手続が会則などで定められていない任意団体や，任意団体が交付した補助金の実績確認が終了していないのに監事監査や決算の承認を受けている任意団体があった。 ア　予算・決算の決定・承認の手続規定がなかったもの ⑺　広島県高等学校教育研究会及び広島県盲・ろう・養護学校教育研究会 　予算・決算の決定・承認の手続が会則その他の規程において定められておらず，それぞれの団体事務局と各部会で会計を区分して，それぞれの運用において，予算・決算の決定・承認が行われていた。	⑺　広島県高等学校教育研究会において，平成18年１月31日に高等学校教育研究会の会則の改正を行い，予算・決算の決定・承認の手続を定めた。また，予算・決算の決定・承認の手続が会則において定められていない部会についても会則の改正を行うように指導を行い，平成18年８月28日までにすべての部会の会則において予算・決算の決定・承認の手続を定めた。 　広島県盲・ろう・養護学校教育研究会において，平成18年３月30日に会則を改正し，予算・決算の決定・承認の手続きを定めた。
⑵　経理手続について 　他団体に対する補助金交付や委託契約に係る支出手続，収入支出調書及び出納簿の作成並びに証拠書類の徴収については，多くの指摘事項があった。	

ア　収入支出調書及び支出手続 　他団体に対する補助金交付決定や，委託契約の概算払と実績確認事務において業務内容が適正に確認されていないもの，収入支出調書が全く作成されていないものがあった。	
㈡　広島県公立高等学校教頭会 　収入支出調書が全く作成されていなかった。	㈡　平成18年５月16日に行われた教頭会定期総会において，広島県公立高等学校教頭会会則の改正及び広島県公立高等学校教頭会会計等取扱規程の制定を行った。 　現在は，改正後の会則等に基づき，事務局体制を整備し，収入支出調書を作成するなど，収入及び支出事務等を適正に行っているところである。 　今後も，会則等に沿って適正な事務処理を行っていく。
イ　出納簿の作成 　教育委員会の所管する任意団体においては，預かり金，翌年度繰越金，立替払いのため借入れを行った資金や県に対する補助金の戻入金などの出納が出納簿に記載されていないものなどがあった。	
㈠　広島県高等学校教育研究会及び広島県盲・ろう・養護学校教育研究会 　広島県高等学校教育研究会事務局及び広島県盲・ろう・養護学校教育研究会事務局において，平成16年度の補助金の実績報告に基づく額の減額決定により，関係する部会から事務局へ，補助金の精算戻入金を集めて，県への返還事務を行う際，精算戻入金の出納状況が収入支出調書に記載されず，出納簿にも記載されていなかった。	㈠　広島県高等学校教育研究会事務局に対して，精算戻入金の出納状況の収入支出調書の作成及び出納簿への記入について指導を行い，直ちに対応させた。また，精算戻入金の返還事務の適正な処理については，平成17年10月25日及び平成18年５月17日の２度にわたり，各部会長に対して指導を行った。 　広島県盲・ろう・養護学校教育研究会事務局において，収入支出調書を作成するとともに，平成16年度の出納簿に記載し整理した。
㈡　広島県盲・ろう・養護学校教育研究会 　病弱養護学校部会においては，平成15年度から平成16年度への繰越金5,715円が，平成16年度の予算及び決算に計上されず，出納簿にも記載されていなかった。	㈡　繰越金5,715円は，平成17年度の盲・ろう・養護学校教育研究会会計に繰り入れて整理した（平成18年３月１日）。その際，収入調書を作成し出納簿にその旨の記載を行った。 　今後，年度繰越の際には，チェックリストや引継目録等を作成するなど，予算・決算における厳正な監査を実施し，適正な会計処理に努める。 (注) 当該研究会は，学校教育法の改正に伴い「広島県特別支援学校教育研究会」に改称された。
㈢　広島県社会教育委員連絡協議会 　広島県社会教育委員連絡協議会を通じて全国社会教育研究大会実行委員会へ送金すべき広島市からの預かり金を，歳入歳出外現金として出納簿に記載していないものがあった。	㈢　広島市からの預り金については，全国社会教育研究大会実行委員会へ送金したことを確認するとともに，出納簿に記載した。 　今後とも，出納簿を整備し，適正な経理事務に努める。
ウ　証拠書類の徴収等 　補助金の交付や委託料の概算払いを行った際に，現金の受領者から領収書が徴されていないものや旅費の受領印が押印されていないものがあった。	
㈢　広島県高等学校定時制通信制教育振興会 　旅費を支払う際，旅費の受取人の受領印が押印されていなかった。	㈢　旅費の支払において，受取人の受領印の押印を徹底するとともに，受領印が押印されていることを，事務局長（教頭），副会長（校長）が点検を行っている。 　今後も引き続き，支出事務等を適正に行っていく。

⑶　預貯金通帳と届出印の管理について 　預貯金通帳の管理者と届出印の管理者が明確に分離されず，担当職員だけで現金の引き出しが可能な任意団体などがあった（７団体）。	
広島県公立高等学校教頭会	【広島県公立高等学校教頭会】 　平成18年５月16日に行われた教頭会定期総会において，広島県公立高等学校教頭会会則の改正及び広島県公立高等学校教頭会会計等取扱規程の制定を行った。 　現在は，改正後の会則等に基づき，事務局体制の整備，通帳（会計）及び印鑑（事務局長）の分離保管等，収入及び支出事務等を適正に行っているところである。 　今後も，会則等に沿って適正な事務処理を行っていく。
広島県高等学校定時制通信制教育振興会	【広島県高等学校定時制通信制教育振興会】 　事務局として分掌を整理し，預金通帳（事務局長）と届出印（副会長）を分離して管理するように改善した。 　今後も引き続き，支出事務等を適正に行っていく。
広島県社会教育委員連絡協議会	【広島県社会教育委員連絡協議会】 　通帳印は，事務局次長が鍵の架かる引き出しで管理し，通帳は，事務局員が金庫で管理するように改善した。

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
4　教育委員会における任意団体の指導について 　教育委員会が定めた「学校諸費会計等取扱マニュアル」(以下『「諸費会計マニュアル」』という。）には，収支支出調書，出納簿及び預貯金通帳等の毎月ごとの収支点検や立替払い・会計間貸借の禁止などが定められており，県立学校関係の一部の任意団体に対しては「諸費会計マニュアル」を参考とするよう指導していたが，すべての任意団体への指導は行われていなかった。 　教育委員会においても，知事部局等の指導監督体制を参考にしながら，「諸費会計マニュアル」などに従い，経理事務の適正な執行，金銭管理に当たっての預金化や支払いの際の口座振替の利用などの指導を徹底するとともに，早急に，すべての任意団体の点検を行う必要がある。	任意団体の指導に当たっては，今回の監査結果を踏まえ，教育事務所長等会議，県立学校長会議，市町教育長会議で，任意団体の経理事務について，適正な経理事務や金銭管理を図る観点から，「学校諸費会計等取扱マニュアル」を参考に事務処理を行うよう指導したところである。 　さらに，平成18年７月には，経理事務の適正な執行に関する点検を行ったが，再度，年度末の実績報告書の提出の際に，適正な執行に向けた点検を行うこととしている。 　今後は，知事部局等の指導監督体制を参考にしながら，任意団体の点検を行う。

２　夏季休業中の勤務管理について

【教育委員会】

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
1　職員の勤務管理について 　教育委員会は，平成14年度からの完全学校週５日制の実施を契機として，夏季休業期間を教職員の資質向上等に有効に活用することや，その間の職員の勤務状況について，地域住民や保護者の疑念を抱かないよう，勤務管理の適正を期す旨県立学校長に通知している。 　提出された監査調書をまとめると136校中131校では，職員の勤務状況について，「把握できていた」とされていたが，実地監査を行った26校のうち，対象校に赴き，監査当日の職	夏季休業期間中の服務管理が不適正であると指摘のあった学校については，学校を訪問し，出勤簿，休暇簿等の確認を行うとともに，適正に服務管理を行うよう校長を指導した。 　また，平成18年１月20日開催の県立学校長会議において，監査資料を配布し，夏季休業中の服務管理について適正に行うよう指導するとともに，平成17年7月に作成した「教職員の勤務時間の適正管理について」＜研修資料＞を活用し，勤務時間の適正管理により一層努めるよう指導した。 　さらに，平成18年８月１日開催の高等学校長協会夏季研究協議会において，夏季休業期間等における適正な勤務管理に努めるよう，再度指導した。

員の出勤状況等の確認を行った13校のうち６校において，「定刻までに出勤していない」，「出勤簿に押印されていない」など適正な勤務管理が行われていない状況があった。 　このため，職員の勤務管理について，広島県立学校職員服務規程等の関係法令に則った勤務管理を行うよう指導を徹底し，県民が疑念を抱くことのないよう，今後，実地指導を行うなど，より一層の取組みを行う必要がある。	
2　教員等の「普通研修」の承認について 　「普通研修」の承認は，実地監査を行った26校のうち20校で行われていたが，そのうちの10校において，研修内容の把握を十分することなく承認しているものや報告書の提出が遅延しているものなど適正な処理が行われていないものがあった。 　今後，適正な手続きが行われるよう指導を徹底する必要がある。 　また，研修内容や研修場所において，学校間のバランスをとることが必要ではないかと思われる事例や職務で行うこととの区別が明確でない事例があった。 　このため，「普通研修」の承認に当たっては，校長が適切な判断ができるよう，学校間の統一的な取扱いや本来の職務（出張）との区別の明確化がなされるよう具体的事例を盛り込んだ取扱基準を策定する必要がある。	「普通研修」については，校長は，研修期間，場所，目的，内容及び計画を明記した普通研修承認簿を提出させ，その承認に当たっては，所属長たる校長が，その権限と責任において適切に判断することとしており，さらに，研修後には報告書の提出を求め，実際に適切に行われたかなどを確認するよう指導している。 　なお，実地監査の結果，「普通研修」の承認手続きが適正に処理されていなかったとの指摘のあった学校を訪問し指導するとともに，平成18年１月20日開催の県立学校長会議において，校長に対し，研修内容を十分に把握した上で，授業への支障の有無，校務運営上の支障の有無，職務との関連性，職務への反映性により，「普通研修」に相応しいかどうかを適切に判断し，承認するよう改めて指導した。 　さらに，平成17年７月に作成した研修資料「教職員の勤務時間の適正管理について」の職務専念義務の免除に関する部分に普通研修の承認に当たっての具体的な留意事項を加筆するとともに平成18年８月１日開催の高等学校長協会夏季研究協議会において当該資料を配布し，「普通研修」の承認手続を適正に行うよう指導した。 　なお，教育職員の研修は，当該教職員の属する校種（高等学校，盲・ろう・養護学校），教科の専門性及び校務分掌上の特性等により，多様な研修内容が想定されるものであり，とりわけ教育職員が自主的に企画する「普通研修」については，多様な事例が生ずるものである。
3　旅費の適正配分について 　県立学校の「普通研修」の承認において，一部の学校では，教職員が職務に関連した研修に参加する場合や生徒引率，家庭訪問等に従事する場合に，旅費の予算配分が不十分で，出張を命ずることができないため，「普通研修」として承認しているという事例があった。 　一方，教育委員会全体では，県立学校に係る旅費について，平成16年度の決算において，7,000万円余の不用額が発生していた。 　本来，県立学校においては，教職員が職務に関連した研修に参加する場合や生徒引率，家庭訪問等に従事する場合は，校長が教職員に出張を命じて，行うべきである。 　このため，県立学校の旅費については，それぞれの学校の執行状況を十分把握した上で適切な予算配分を行う必要がある。	旅費予算の学校への配分については，年間を見通した計画的かつ効率的な予算執行となるよう，平成16年度から，年度開始前の３月に年間予算計画額を通知するとともに，各学校においても，計画的かつ効率的な予算執行に努めている。 　また，年間予算計画額の策定に当たり，実績に応じて配分する教職員研修旅費や赴任旅費等については，教職員研修旅費の対象項目の精査や，過去の赴任旅費の執行額を考慮して，必要額を積算するとともに，これらを除く生徒引率旅費や個別旅費については，一定のルールに基づき算定することなどにより，適切な旅費予算配分となるよう取り組んでいる。 　さらに，旅費予算の執行段階においても，クラブ引率旅費等の執行状況や年間予算計画額における過不足の見込みなどについて，各県立学校事務長から旅費の執行状況を聞き取り，状況の把握に努めるとともに，旅費予算に係る学校からの協議に対しては，その内容を精査した上で，必要な調整を行うなど，各学校への指導を含めて，一層，学校の実態を反映した適切な旅費の執行に努めている。 　今後も，教職員旅費について，適切に年間予算計画額を定めるとともに，早めに学校から執行状況や的確な執行見込みを聞き取り，必要な調整を行うなど，適切な執行となるよう取り組んでいく。

3　県の情報システムの調達について

【知事】

監査の結果（指摘事項）	措　置　の　内　容
1　建設事業事務管理総合システムの保守委託契約において，再委託をする場合には，あらかじめ発注者の承諾を得ることが必要と契約書に定めているにもかかわらず，承諾手続きがなされていなかった。	【土木部】 　保守委託契約後直ちに，定期点検方法を含む詳細な実施体制を提示させた上で，契約書の定めに従い書面による承認手続をとった。

2　借受物品の登録 広島県物品管理規則第14条において，物品管理職員は，物品を借り受ける場合には，借受の措置をし，物品出納職員は，この記録管理を行うことが定められている。 しかしながら，物品管理職員から物品出納職員への受入れ通知が適切に行われていない結果，パソコンやプリンターなどの借受物品が，登録されていないものがあった。	【出納長室】 情報システム275件のうち物品の借受は131件であり，現在，すべて登録済みである。 借受物品の管理を全庁的に周知するため，本年４月３日及び６月６日付け通知により，情報システムの借受に係るシステムへの登録方法及び一式登録に係る管理簿の作成事例を示し，また，物品管理事務研修会及び会計物品実施検査において説明・指導を行った。

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
1　情報システムを統括する組織体制の整備について 情報総室では，平成13年度に策定した『広島県コンピュータシステム診断報告書』を受け，ホストコンピュータの削減や，33の個別業務システムのダウンサイジングを完了するなど，コスト削減に一定の成果を挙げている。 しかしながら，情報総室が統括して開発，管理，運用している財務会計，人事，給与，共通業務支援システム，行政LAN・WAN等以外の個別業務システムは，基本的には，各部担当室で個別に開発，管理，運用しているため，県全体の情報システムの現状と課題を把握し，改善策を検討している部署がなく，ＩＴの専門家も育成されていない。 全庁的かつ中長期的な視点から，県の情報化を効率的，経済的に推進するためには，ＩＴに関する高度に専門的な知識と経験が必要であり，外部の専門家をＣＩＯやアドバイザーとして活用するとともに，組織体制の整備を図る必要がある。	【総務部】 今年度，ＣＩＯとして，民間からＩＴに関する専門家を任用し，情報システム総括監を設置するとともに，情報政策室内に担当グループ（システム診断グループ）を整備し，全庁的な情報システムの適正化，効率化に向けた取組みに着手している。
2　最適化計画の策定について 県のシステム開発の状況をみると，データの共有化が図られていないものや行政LAN・WAN，広島メイプルネットに統合可能であるにもかかわらず，専用の有償回線を使用しているものがあるなど，情報システムの有効活用が図られず，経済的ではないものがある。 このため，情報システムの開発や運用に係る重複投資の回避，システムの円滑な相互接続，各種制度の変更や業務環境の変化への迅速な対応が図れるよう，県全体としての最適化計画を策定し，推進する必要がある。	【総務部】 県の情報システムの実情を踏まえ，情報システムの全体構造の適正化を図るため，今年度末を目途に，全体最適化計画（仮称）を策定することとしている。
3　契約における競争性・透明性の確保，コスト縮減，費用対効果の検証の推進について 平成16年度の情報システムの調達に係る647件の契約の競争性をみると，一般競争入札が14件，指名競争入札が33件で，両方併せて全体の7.3パーセントであるが，随意契約は600件で92.7パーセントとなっている。 また，同様に，647件の契約中，予定価格調書を作成していないものなどを除いた516件の平均落札率（落札率とは契約金額の予定価格に対する割合）をみると，一般競争入札で82.1パーセント，指名競争入札で83.6パーセント，随意契約で98.6パーセントとなっており，随意契約のうち落札率が95パーセント以上の件数は469件中364件で，随意契約中	【出納長室】 出納長室においては，財務会計トータルシステムの附帯業務として，財務会計端末機操作業務及び県公金の収納データ作成に係る穿孔業務について外部に委託している。 財務会計端末機操作業務は，決裁済支出調書の是認入力等を行うものであり，従前から委託により対応している。平成13年度からは指名競争入札により競争性等の確保を図り，17年度からは業務マニュアルの充実等により入札参加者を拡大するとともに，契約期間を９か月から１年に改め，コストの縮減を図っている。 県公金の収納データ作成に係る穿孔業務は，指定金融機関及び収納代理金融機関で収納した県公金について，その収納情報を穿孔又はＯＣＲ読取装置により電磁的データに変換し，実際の入金額や納入書類等との突合・確認を行うものである。県にとって，収納情報を正確かつ迅速に把握することは重要なことであるため，実際の入金額や納入書類等との突合・確認が迅速にできる指定金融機関に随意契約により委託している。

77.6パーセントとなっている。
　さらに，情報システムの開発業者が引続きその保守等業務を受託している事例が多く見られる。
　情報システムの調達においては，競争性や透明性を確保し，特定企業への依存から脱却してコスト縮減を図るため，次のような措置を講じるとともに，コスト縮減を実効あるものとし，そのノウハウを次期システムへ反映させるためにも，目標を設定して継続的に費用対効果を把握するなどして，情報システム導入前後に省力化などの効果を検証する必要がある。
ア　委託業務の仕様，委託料の積算の標準化（共通化）
イ　入札参加機会の拡大及び入札情報の提供
ウ　ライフサイクルコストを重視した入札方式の導入

　また，委託料については，変換処理を行うためのハード，ソフト及びオペレーター標準単価等の実勢単価に基づいて適正に積算している。

【総務部・政策企画部】
　広島県情報システム開発運用要綱（平成18年４月施行）を定め，情報システムの新規開発・変更に当たっては，個々の案件ごとに，情報システム総括監が，情報システムの内容，調達方法について，競争性の確保，費用対効果等の観点から評価を行い，問題点の抽出及びその解決方策について，具体的なアドバイスを実施している。また，運用開始から１年後に，稼動状況，費用対効果等について，情報システム総括監が評価を行うこととしている。
　既に運用を開始している情報システムについても，今年度から，順次，情報システム総括監において具体的な改善策を策定することとしている。
　これらの取組みを通じて，競争性を確保しつつ，運用段階でのコストを含めたライフサイクルコストの評価を行った上で，情報システムを調達することとしている。
　さらに，情報システム活用の各段階（企画→調達→開発→運用・保守）における業務の手順についても，順次，標準を定め，統一化を図るため，要綱，ガイドライン等を整備することとしている。

【地域振興部】
　「消費者物価指数作成システム改修事業」，「交流定住ポータルサイトシステム開発等事業」など今年度に契約を締結した情報システムについては，今年度から施行された「情報システム開発運用要綱」に基づいて，情報システム総括監に協議を行い，情報システムの業務内容を精査するとともに，契約における競争性・透明性の確保，コストの縮減等に努めた。

【県民生活部・環境部】
　情報システムの調達においては，平成18年４月１日付けで制定された「広島県情報システム開発要綱」に基づき，情報システム総括監と協議を行い，仕様書の共通化や委託料の積算の標準化を進め，コスト縮減を図っている。
　また，運用開始後に運用状況を情報システム総括監に報告し，情報システム総括監の意見を受けることで，費用対効果についても検証することとしている。

【福祉保健部】
　契約における競争性・透明性の確保等を図る観点から，引き続き総務部と連携しながら，随意契約について見直しを進めていく。
　また，全庁的に情報システムの調達に係る仕様書や積算業務の標準化等が図られた場合には，積極的に活用することとする。

【商工労働部】
　契約における競争性・透明性を確保するため，随意契約について見直しを進めるとともに，全庁的に委託業務の仕様，委託料の積算の標準化がなされた場合には，積極的に活用していく。
　部内のほとんどの情報システムは，県民等に対する情報提供ツールの一つとして導入したものであり，導入前の費用（事務コスト）がゼロ又は算定が困難であるため，導入前後の費用対効果は想定していないが，導入後の費用（運用管理，保守，機器の更新等）については，利用状況等に応じて，適宜見直しを行っている。

[見直し状況]
・福祉関連産業情報システム全体で，費用対効果の面から検証し，利用頻度の低いものを廃止した。
・その他の情報システムについても，情報システム総括監（情報政策室）等とともに検討を行い，システムの改修，機器構成，運用管理等の改善・コスト削減対策等について検証している。

【農林水産部】
　情報システムの保守管理等において，効率性を考慮し開発業者と随意契約している場合等を除き，指名競争入札及び公募プロポーザル方式による契約を行い契約における競争性･透明性の確保に努めている。
　また，随意契約による場合においても，リース契約における同一機器の再リースや，情報システムの仕様の見直し等を行い，経費の縮減を図った。
　また，費用対効果の検証の推進については，一部の情報システムの保守業務について，業務に要した時間の報告を請負業者に対し義務付けることにより，業務設計を検証する体制を作った。

	【土木部・都市部・空港港湾部】 　情報システムは，膨大な数のハードウェアとソフトウェアが相互に連携しながら一つのシステムが成り立っている。さらに現在稼動しているシステムについてはその安定稼動を考慮する必要がある。 　したがって，その運用保守や機能追加についてはシステムの詳細にわたる箇所まで熟知していることが求められ，システムの内部に熟知した開発業者以外には履行が困難である。 　また，業者の基本パッケージソフトを県独自仕様にカスタマイズしている場合などについては，システム全体としての著作権は県に帰属しているが，パッケージ部分についての著作権は開発業者に帰属しているなど開発業者以外での業務の履行は困難である。 　そのような状況のなかで，コスト縮減を実効あるものとするため，システムの開発や保守などについて情報システム総括監に協議等を行い，その意見やアドバイスを踏まえて必要な措置を講じるとともに，部内においては電算幹事会等のより一層の活用等により業務仕様及び積算の標準化の検討を進めていく方針である。 　また，現在実施している関係室の担当者及び受託業者の出席を求めて行う定例会における作業着手前の見積工数の検証等をより詳細化していく。 　費用対効果の検証についてはシステム導入等前後における事務処理の効率化による省力化などが一般的だが，事務処理の専門化・高度化が進んでいる状況においては効果測定が困難な状況である。 　しかしながら，費用対効果の検証は重要であると考えるため，情報システム総括監との協議等を踏まえながら，検証方法について模索していきたい。 【公営企業部】 　広島県情報システム開発運用要綱（平成18年４月施行）により，効率的なシステム運用を図るとともに，今年度設置された情報システム総括監のアドバイスを参考に，一層の競争性の確保やコスト縮減に努めることとしている。
４　人材育成について 　情報システム担当者の計画的な育成がなされていないため，担当者の専門的知識が不十分で，適切なシステム管理が行われていない事例があった。 　職員が携わる情報システムの内容や職員の役割に応じて，例えば，「仕様書，積算，基本設計などについて，業者と主体的に折衝することができるようになる人材を育成する」というように研修の到達目標を設定し，既存の研修を積極的に活用するとともに，必要に応じて新たな研修を設けるなどして，情報システムに関する人材育成を制度化する必要がある。 　また，情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し，情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく，管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。	【出納長室】 　財務会計トータルシステムの附帯業務である財務会計端末機操作業務については，財務会計トータルシステム事務処理要領及び出納員マニュアル等により担当職員等に周知している。 【総務部・政策企画部】 　広島県情報システム開発運用要綱に基づき，新規開発・変更するシステムについて，問題点の抽出及びその解決方策について，具体的なアドバイスを実施している。 　既に運用しているシステムについても，順次，具体的な改善策を策定することとしている。 　これらの取組みにより，システム担当者の育成を行うとともに，財団法人地方自治情報センターが行うシステム開発，運用管理等に係る研修にも積極的に参加させることとしている。 【地域振興部】 　情報システムを所管する室にあっては，システムに関連する独自の研修を実施し，専門的知識・技能の習得に取り組むとともに，総務部等が実施する各種研修についても積極的に参加し，知識・技能の習得に努めた。 【県民生活部・環境部】 　財団法人地方自治情報センターが行うシステム開発や運用管理等に係る研修に職員を参加させるなど，既存の研修を積極的に活用するなどして人材育成に努める。 【福祉保健部】 　情報システムに関する人材育成を部独自で制度化していくには難しい面もあるため，総務部との連携を図るとともに，既存の研修については，積極的に活用する。 【商工労働部】 　単体で実施されているユニバーサルデザインなどの研修には，積極的に参加している。 　また，情報入力等のシステム操作に係る研修については，必要に応じて個別

	の情報システムごとに実施している。 情報システム担当者の計画的な育成について，部局レベルで効率的・効果的に取組んでいくことは難しく，全庁的な取り組みが行われる必要があると考える。 【農林水産部】 情報システムについては，担当者がシステムの内容を十分理解していることが重要であり，その結果として，適正な契約や管理が可能となると考えている。 このような観点から，専門的な知識･技術を有する人材を計画的に育成するため，全庁的に実施されているLAN･WAN研修や各種システム研修等への職員の積極的な参加を呼びかけている。 また，システムの円滑な管理･運用を図るため，年度当初に各システムの新任担当者向けの研修等を行っているほか，農業情報システムに係るコンテンツ管理委員会を設置し，システム担当者のみならず，関連部署の職員が情報発信等のあり方について課題を共有できるよう体制作りを行った。 【土木部・都市部・空港港湾部】 情報システムの運用・管理に関する業務の遂行による知識・技術の習得を中心に，それを担当者自身のスキルアップで補っていたが，本年度から財団法人地方自治情報センターの主催する教育研修等を活用して人材育成を図っている。 【公営企業部】 知事部局で実施される研修等へ積極的に参加させるとともに，必要に応じて外部の専門的な研修を受講させるなど，一層の人材育成に努めることとしている。 また，現在，広島県情報システム開発運用要綱（平成18年４月施行）に基づき，既に運用している情報システムについて，情報システム総括監からシステム診断を受け，システム開発・運用に関する助言・指導を頂き，システム担当者の育成を図っているところである。
５　情報システム担当部署への支援体制の確立及び外部人材の活用について 情報システムの設計・積算から成果物の検査に至る過程において，職員に専門的知識がないことから業者任せとなって，職員がシステムの詳細を十分に把握していない結果，県と業者の責任分担が不明確となり，発注者である県の主体性を損なっている事例がある。 情報機器の整備，点検，ソフトの開発，変更，システムの運用など，毎年度の情報システムの調達に当たり，仕様書，設計書の作成，成果物の検査等において，専門的な知識を必要とする事項については，ＩＴコーディネータ等外部の専門家を活用して，助言を得ることができるようにするなど，担当部署を支援する仕組みを構築する必要がある。	【総務部】 広島県情報システム開発運用要綱に基づき，情報システムの新規開発・変更に当たっては，個々の案件ごとに，情報システム総括監が，情報システムの内容，調達方法について，競争性の確保，費用対効果等の観点から評価を行い，問題点の抽出及びその解決方策について，具体的なアドバイスを実施している。また，運用開始から1年後に，稼動状況，費用対効果等について，情報システム総括監が評価を行うこととしている。 既に運用を開始している情報システムについても，順次，情報システム総括監において具体的な改善策を策定し，システム所管部局がその改善策を実施する際にも，所要の支援を行うこととしている。
６　保守点検等業務委託契約の再委託について 情報システムの保守点検等業務委託契約において，契約の性質又は目的が競争に適しない（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）ことを理由とした随意契約を行っているものがあったが，その業務の一部を他の業者に再委託し，県が承諾していない事例があった。 各システムの管理者においては，情報システムの業務報告書等を確認し，再委託されていないか，再委託に正当な事由があるか等を確認する必要がある。	【出納長室】 県公金の収納データ作成に係る穿孔業務について，データ作成の現場を調査し，事務処理状況を確認したところ，作業は他の業者が主体的に実施していることなどが確認されたため，受託業者から説明を求めた。 再委託先は，受託業者の管理監督のもと業務を確実に実施することができること，個人情報保護の体制が整っていること，再委託することにより委託業務が円滑かつ効率的に実施できること等が確認されたため，再委託の承諾を求める書類を提出させ，再委託を承諾した。 【総務部・政策企画部】 再委託については，適切な事務処理が行われるよう再委託の適否等について個別に指導を行った。 今後も，研修会等において制度等の周知・徹底を図るなど契約事務の適正化に務めることとしている。

	【地域振興部】 本意見に該当する事例はないが，引き続き，業務報告書の確認等を通じ，適正な業務実施を図った。 【県民生活部・環境部】 情報システムの開発，保守等において，再委託されている事案はない。 【福祉保健部】 正当な事由なく再委託したものはないことを確認した。 【商工労働部】 商工労働部において所管している情報システムについては，いずれも再委託をしていない。 【農林水産部】 再委託の事例はない。 今後も，業務委託契約書で再委託を禁じる規定を盛り込むなど適正な処理に務める。 【土木部・都市部・空港港湾部】 システム機器の保守点検業務は，概ね，次の内容により構成されている。 ① 不時の故障に即応できるよう，対象機器の全構成部品について，交換部品及びその輸送・修繕体制等を確保すること。 ② 機器の動作状況を遠隔監視するとともに，故障時には現場に急行して，状況確認・原因究明・修繕対応等を実施すること。 ③ 構成機器を定期的に点検し，動作状況の確認，修正プログラムの適用，必要な部品交換等を実施すること。 したがって，上記の業務内容を実施できるのは，構成機器及びシステム内容に精通するとともに，交換部品を確保し修繕を実施でき，また緊急時の対応が可能となる者である必要があるため，随意契約の必要性は高いと考える。 保守点検等業務委託契約を行っている各システムについては，業務報告書等を再確認し，委託契約条項に反して再委託されている事例はないことを確認している。 なお，今後も，委託業務の監督・検査等の各場面において，継続的に状況確認と監視を行うこととする。 【公営企業部】 再委託の事例はない。
7　情報システムの機器の管理について 【以下，出納長室に対する意見】 パソコンやプリンターなどの借受物品の登録は，財務会計トータルシステムへの入力により行われているが，「○○システム」として一式で登録できることとなっているなど，現在のシステムでは，所属ごとの登録状況の確認はできるものの，パソコン等の品名ごとの集計ができない。 【以下，総務部に対する意見】 情報システムの最適化を推進するためには，どの所属に，どのような性能の機器があるのかなどの基本データを把握しておく必要があるが，現在の物品管理の方法では，物品の適切な管理ができていない面があるため，情報システムの機器の管理のあり方を検討する必要がある。	【出納長室】 借受物品については，１品ごとの備品登録が原則であるが，各種システムに係るものについては，①一連の機器の数量が膨大で，１品ごとの入力では非効率であること，②システム管理者は，契約により借り受けた物品名・規格・数量を把握し，借受期間の管理も行っていることから，出納簿にはシステム一式で登録し，個別具体の管理はシステム管理者が行うこととしている。 このため，本年４月３日及び６月６日付け通知により，システム管理者は，管理簿等を作成・保管するなどして，関係する借受物品の適正管理を行うよう指導するとともに，システム一式登録に係る管理簿の作成例を示した。 併せて，物品管理事務の研修会及び会計物品実地検査においても，借受物品の管理，システムへの登録方法等について，説明・指導を行っている。 【総務部】 今年度から，県の情報システムについて，個々のシステムごとの必要機能を確認し，必要最小限の機器構成とするなど，個別システムレベルの最適化を進めている。その上で，全体最適の視点から，共通化，統合化を進めるなど，県の情報システム全体の最適化を図ることとしている。

【議会】

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
３　契約における競争性・透明性の確保，コスト縮減，費用対効果の検証の推進について 　平成16年度の情報システムの調達に係る647件の契約の競争性をみると，一般競争入札が14件，指名競争入札が33件で，両方併せて全体の7.3パーセントであるが，随意契約は600件で92.7パーセントとなっている。 　また，同様に，647件の契約中，予定価格調書を作成していないものなどを除いた516件の平均落札率（落札率とは契約金額の予定価格に対する割合）をみると，一般競争入札で82.1パーセント，指名競争入札で83.6パーセント，随意契約で98.6パーセントとなっており，随意契約のうち落札率が95パーセント以上の件数は469件中364件で，随意契約中77.6パーセントとなっている。 　さらに，情報システムの開発業者が引続きその保守等業務を受託している事例が多く見られる。 　情報システムの調達においては，競争性や透明性を確保し，特定企業への依存から脱却してコスト縮減を図るため，次のような措置を講じるとともに，コスト縮減を実効あるものとし，そのノウハウを次期システムへ反映させるためにも，目標を設定して継続的に費用対効果を把握するなどして，情報システム導入前後に省力化などの効果を検証する必要がある。 ア　委託業務の仕様，委託料の積算の標準化（共通化） イ　入札参加機会の拡大及び入札情報の提供 ウ　ライフサイクルコストを重視した入札方式の導入	総務部で策定された情報システム開発運用要綱（平成18年４月施行）を踏まえ，情報システムの新規開発・変更に当たっては，個々の案件ごとに総務部に協議を行うこととしている。 　これにより，情報システムの内容，調達方法について，競争性の確保，費用対効果等の観点から評価を受け，問題点の抽出及びその解決方策について，具体的なアドバイスを得ることとしている。 　既に運用を開始している情報システムについても，今年度から総務部に設置された情報システム総括監と連携を図ることとしている。
４　人材育成について 　情報システム担当者の計画的な育成がなされていないため，担当者の専門的知識が不十分で，適切なシステム管理が行われていない事例があった。 　職員が携わる情報システムの内容や職員の役割に応じて，例えば，「仕様書，積算，基本設計などについて，業者と主体的に折衝することができるようになる人材を育成する」というように研修の到達目標を設定し，既存の研修を積極的に活用するとともに，必要に応じて新たな研修を設けるなどして，情報システムに関する人材育成を制度化する必要がある。 　また，情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し，情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく，管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。	情報システム開発運用要綱に基づき，新規開発・変更するシステムについて，問題点の抽出及びその解決方策について，具体的なアドバイスを受けることとしている。 　併せて，システム開発，運用管理等に係る研修にも積極的に参加させることとしている。
６　保守点検等業務委託契約の再委託について 　情報システムの保守点検等業務委託契約において，契約の性質又は目的が競争に適しない（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）ことを理由とした随意契約を行っているものがあったが，その業務の一部を他の業者に再委託し，県が承諾していない事例があった。	再委託については，引き続き適切な事務処理が行われるよう努めていく。 　今後も，制度等の周知・徹底を図るなど契約事務の適正化に務めることとしている。

各システムの管理者においては，情報システムの業務報告書等を確認し，再委託されていないか，再委託に正当な事由があるか等を確認する必要がある。	

【教育委員会】

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
3　契約における競争性・透明性の確保，コスト縮減，費用対効果の検証の推進について 平成16年度の情報システムの調達に係る647件の契約の競争性をみると，一般競争入札が14件，指名競争入札が33件で，両方併せて全体の7.3パーセントであるが，随意契約は600件で92.7パーセントとなっている。 また，同様に，647件の契約中，予定価格調書を作成していないものなどを除いた516件の平均落札率（落札率とは契約金額の予定価格に対する割合）をみると，一般競争入札で82.1パーセント，指名競争入札で83.6パーセント，随意契約で98.6パーセントとなっており，随意契約のうち落札率が95パーセント以上の件数は469件中364件で，随意契約中77.6パーセントとなっている。 さらに，情報システムの開発業者が引続きその保守等業務を受託している事例が多く見られる。 情報システムの調達においては，競争性や透明性を確保し，特定企業への依存から脱却してコスト縮減を図るため，次のような措置を講じるとともに，コスト縮減を実効あるものとし，そのノウハウを次期システムへ反映させるためにも，目標を設定して継続的に費用対効果を把握するなどして，情報システム導入前後に省力化などの効果を検証する必要がある。 ア　委託業務の仕様，委託料の積算の標準化（共通化） イ　入札参加機会の拡大及び入札情報の提供 ウ　ライフサイクルコストを重視した入札方式の導入	教育の情報化に係る情報システム（教職員用パソコン，情報化教育用パソコン，広島県教育情報ネットワーク拠点機器等）については，一般競争入札を原則として調達することとしている。また，情報化教育用パソコンの調達については，本庁において集約し，スケールメリットによるコスト縮減を図っている。 また，平成18年度からは，情報政策室が定めた全庁的な統一基準である情報システム開発運用要綱に基づき，情報システム総括監の助言を受け，情報システムの効率的な調達・運用，費用対効果等の検証に努めている。
4　人材育成について 情報システム担当者の計画的な育成がなされていないため，担当者の専門的知識が不十分で，適切なシステム管理が行われていない事例があった。 職員が携わる情報システムの内容や職員の役割に応じて，例えば，「仕様書，積算，基本設計などについて，業者と主体的に折衝することができるようになる人材を育成する」というように研修の到達目標を設定し，既存の研修を積極的に活用するとともに，必要に応じて新たな研修を設けるなどして，情報システムに関する人材育成を制度化する必要がある。 また，情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し，情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく，管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。	学校ＷＡＮ・ＬＡＮの整備・運用・管理について，西日本電信電話株式会社から客員スタッフ（教育政策室情報政策係）の派遣を受け，専門的，技術的なノウハウを活用し，効率的かつ適切な業務の推進を図るとともに，日々の業務を通じて情報政策係及び各校の職員のＯＪＴを進めている。 また，情報システムを所管する所属の管理職やその他の職員については，財団法人地方自治情報センターや民間企業等が行うシステム開発，運用管理等に係る研修を活用していくことを検討する。

6　保守点検等業務委託契約の再委託について 　情報システムの保守点検等業務委託契約において，契約の性質又は目的が競争に適しない（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）ことを理由とした随意契約を行っているものがあったが，その業務の一部を他の業者に再委託し，県が承諾していない事例があった。 　各システムの管理者においては，情報システムの業務報告書等を確認し，再委託されていないか，再委託に正当な事由があるか等を確認する必要がある。	再委託を行っている業務は，適切な手続きを経て承認している。

【公安委員会】

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
3　契約における競争性・透明性の確保，コスト縮減，費用対効果の検証の推進について 　平成16年度の情報システムの調達に係る647件の契約の競争性をみると，一般競争入札が14件，指名競争入札が33件で，両方併せて全体の7.3パーセントであるが，随意契約は600件で92.7パーセントとなっている。 　また，同様に，647件の契約中，予定価格調書を作成していないものなどを除いた516件の平均落札率（落札率とは契約金額の予定価格に対する割合）をみると，一般競争入札で82.1パーセント，指名競争入札で83.6パーセント，随意契約で98.6パーセントとなっており，随意契約のうち落札率が95パーセント以上の件数は469件中364件で，随意契約中77.6パーセントとなっている。 　さらに，情報システムの開発業者が引続きその保守等業務を受託している事例が多く見られる。 　情報システムの調達においては，競争性や透明性を確保し，特定企業への依存から脱却してコスト縮減を図るため，次のような措置を講じるとともに，コスト縮減を実効あるものとし，そのノウハウを次期システムへ反映させるためにも，目標を設定して継続的に費用対効果を把握するなどして，情報システム導入前後に省力化などの効果を検証する必要がある。 ア　委託業務の仕様，委託料の積算の標準化（共通化） イ　入札参加機会の拡大及び入札情報の提供 ウ　ライフサイクルコストを重視した入札方式の導入	広島県警察における情報システムの新規開発・変更に当たっては，広島県情報システム開発運用要綱に基づき，情報システム総括監に対して個々の案件ごとに，情報システムの内容，調達方法等に係る競争性の確保，費用対効果等の観点から分析・評価を受けている。 　広島県警察情報システムの契約における競争性・透明性・コスト縮減，費用対効果については，今後とも情報システム総括監と連携をとりながら検証を行い，情報システムの最適化を推進することとしている。
4　人材育成について 　情報システム担当者の計画的な育成がなされていないため，担当者の専門的知識が不十分で，適切なシステム管理が行われていない事例があった。 　職員が携わる情報システムの内容や職員の役割に応じて，例えば，「仕様書，積算，基本設計などについて，業者と主体的に折衝することができるようになる人材を育成する」というように研修の到達目標を設定し，既存の研修を積極的に活用するとともに，必要に応じて新たな研修を設けるなどして，情報システムに関する人材育成を制度化する必要が	情報管理業務を担当する専門職員を平成9年度に１名，平成12年度に２名採用するとともに，専門職員以外の担当職員も含めて，コンピュータ技術研修等を受講させるなど情報管理部門におけるスキルアップを図っている。

ある。 　また，情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し，情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく，管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。	
6　保守点検等業務委託契約の再委託について 　情報システムの保守点検等業務委託契約において，契約の性質又は目的が競争に適しない（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）ことを理由とした随意契約を行っているものがあったが，その業務の一部を他の業者に再委託し，県が承諾していない事例があった。 　各システムの管理者においては，情報システムの業務報告書等を確認し，再委託されていないか，再委託に正当な事由があるか等を確認する必要がある。	保守点検等業務委託契約については，委託契約書において，あらかじめ書面による承諾をした場合を除き，再委託を禁止する旨を明記しており，再委託の有無については業務完了報告書等で履行確認を実施している。

【人事委員会】

監査の結果（意見）	措　置　の　内　容
3　契約における競争性・透明性の確保，コスト縮減，費用対効果の検証の推進について 　平成16年度の情報システムの調達に係る647件の契約の競争性をみると，一般競争入札が14件，指名競争入札が33件で，両方併せて全体の7.3パーセントであるが，随意契約は600件で92.7パーセントとなっている。 　また，同様に，647件の契約中，予定価格調書を作成していないものなどを除いた516件の平均落札率（落札率とは契約金額の予定価格に対する割合）をみると，一般競争入札で82.1パーセント，指名競争入札で83.6パーセント，随意契約で98.6パーセントとなっており，随意契約のうち落札率が95パーセント以上の件数は469件中364件で，随意契約中77.6パーセントとなっている。 　さらに，情報システムの開発業者が引続きその保守等業務を受託している事例が多く見られる。 　情報システムの調達においては，競争性や透明性を確保し，特定企業への依存から脱却してコスト縮減を図るため，次のような措置を講じるとともに，コスト縮減を実効あるものとし，そのノウハウを次期システムへ反映させるためにも，目標を設定して継続的に費用対効果を把握するなどして，情報システム導入前後に省力化などの効果を検証する必要がある。 ア　委託業務の仕様，委託料の積算の標準化（共通化） イ　入札参加機会の拡大及び入札情報の提供 ウ　ライフサイクルコストを重視した入札方式の導入	当事務局が運用する２つの情報システムについては，システム開発以降，保守等の業務を委託しておらず，現時点ではその必要も生じていないので，職員による維持・管理を行っている。 　今後，システム変更，保守等の業務委託の必要が生じた場合には，一般競争入札の導入等により競争性・透明性の確保，コスト縮減を図ることとしている。
4　人材育成について 　情報システム担当者の計画的な育成がなされていないため，担当者の専門的知識が不十分で，適切なシステム管理が行われていない事例があった。 　職員が携わる情報システムの内容や職員の	専門的な知識を必要とする情報システムではないため，日々の業務実践を通じて，継続した運用が可能となるよう職員の育成及び運用体制の確保に取り組んでいる。

役割に応じて，例えば，「仕様書，積算，基本設計などについて，業者と主体的に折衝することができるようになる人材を育成する」というように研修の到達目標を設定し，既存の研修を積極的に活用するとともに，必要に応じて新たな研修を設けるなどして，情報システムに関する人材育成を制度化する必要がある。 　また，情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し，情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく，管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。	
6　保守点検等業務委託契約の再委託について 　情報システムの保守点検等業務委託契約において，契約の性質又は目的が競争に適しない（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）ことを理由とした随意契約を行っているものがあったが，その業務の一部を他の業者に再委託し，県が承諾していない事例があった。 　各システムの管理者においては，情報システムの業務報告書等を確認し，再委託されていないか，再委託に正当な事由があるか等を確認する必要がある。	該当はない。